

目子保第2159号
令和2年5月25日

保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部
保育課長 大塚 浩司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 保育園の休園の終了とその後の対応について

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和2年4月22日（水曜日）から保育園を休園としたところですが、このたび、国が令和2年5月25日（月曜日）に東京都を含む地域の緊急事態宣言を解除すると決定したことから、保育園の休園を終了いたします。

一方、緊急事態宣言が解除されても、都内の感染者が再び増加しないためには予断を許さない状況であり、下記のとおり、通常の開園に向けて段階的に対応を緩和していくことといたしました。これまで休園等の取組みにご協力いただきましたことに、感謝いたします。

休園の終了に伴い、登園されるお子さんが増えてまいります。各園においては、職員の手洗いの徹底や玩具等の消毒の回数を増やすなど、感染症予防対策を強化していることを申し添えます。ご家庭におきましても、感染症予防のための取組みを引き続きお願いいたします。

なお、状況が日々変化することから、対応については変更になる場合があること、急なお知らせとなる場合があることをご了承ください。

この周知文は目黒区公式ホームページに掲載いたします。

記

1 保育園の利用の制限

(1) 利用の制限の期間

令和2年5月26日（火曜日）から令和2年5月31日（日曜日）まで

(2) 利用の制限によらず登園できる児童（※特別保育申込書は不要です。）

●区民生活や社会機能の維持に必要な業務の就業家庭

例：医療機関、公共機関、金融、販売（食料、医薬品等）、物流、通信等の仕事の方

●ひとり親家庭などで、仕事を休むことが経済的に困難な場合

●上記理由のほかに、児童を保育しながらの在宅勤務が厳しいなど、特段の事情がある方は各園にご相談ください。

裏面があります

2 登園の自粛のお願い

令和2年6月1日（月曜日）から令和2年6月18日（木曜日）まで
家庭で保育が可能な状況にあるお子さんは、引き続き登園の自粛をお願いいたします。

3 通常開園の開始

令和2年6月19日（金曜日）からは、通常どおり開園いたします。

4 育児休業からの復帰期限等について

育児休業からの復職時期の期限や求職期間の特例については、通常開園の開始に関わらず、令和2年9月30日まで延長いたします。詳細については、別途、お知らせいたします。

なお、令和2年7月分の保育料からは、日割り計算による減額・免除はございません。

5 登園を再開される場合のお願い

保育園においても感染症予防対策を強化しております。お子さんが次のような場合には、登園なさらないようお願いいたします。

- 登園前に体温を測定していただき、発熱等が認められるとき。
- 過去に発熱等があり、解熱後24時間経過していないとき。

以 上

問い合わせ先

目黒区子育て支援部保育課

（保育の内容に関すること）

保育指導係

電話：03-5722-9867

（育児休業からの復帰等に関すること）

保育施設利用係

電話：03-5722-9868

（保育料に関すること）

保育施設運営係

電話：03-5722-8722